

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

2023年7月号 (Vol.6)

公取委報告書に見るカルテル・談合の実効的な再発防止策／  
米国 HSR 法に基づく企業結合届出制度の改正について

- I. 公取委報告書に見るカルテル・談合の  
実効的な再発防止策
- II. 米国 HSR 法に基づく企業結合届出制度の  
改正について

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 宇都宮 秀樹  
TEL. 03 5223 7784  
[hideki.utsunomiya@mhm-global.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhm-global.com)

弁護士 高宮 雄介  
TEL. 03 6266 8744  
[yusuke.takamiya@mhm-global.com](mailto:yusuke.takamiya@mhm-global.com)

弁護士 筑井 翔太  
TEL. 03 6212 8394  
[shota.tsukui@mhm-global.com](mailto:shota.tsukui@mhm-global.com)

弁護士 門田 航希  
TEL. 03 5293 4848  
[kouki.kadota@mhm-global.com](mailto:kouki.kadota@mhm-global.com)

弁護士 金 載中  
TEL. 03 6266 8572  
[jaejoong.kim@mhm-global.com](mailto:jaejoong.kim@mhm-global.com)

弁護士 高津 洸至  
TEL. 03 6266 8525  
[koshi.takatsu@mhm-global.com](mailto:koshi.takatsu@mhm-global.com)

## I. 公取委報告書に見るカルテル・談合の実効的な再発防止策

(宇都宮、門田、金)

## 1. はじめに

公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）は、令和5年6月28日付で「排除措置命令における再発防止策に関する効果検証報告書」（以下「本報告書」といいます。）を公表しました。本報告書は、公取委が EBPM（証拠に基づく政策立案）の一環として、過去に公取委が不当な取引制限（カルテル・談合）の違反事業者に対して命じた再発防止策の一部<sup>1</sup>について実施した効果検証（以下「本効果検証」といいます。）の結果が取りまとめられたものです。

独占禁止法上、公取委は、同法に違反する行為を行った事業者に対し、排除措置命令を行うことができます（同法7条）。そして、公取委は、通常、排除措置命令の一環として、将来において違反行為と同様の行為を行わないことを命じるとともに、その実効性を確保するための再発防止策を命じることが一般的です。

<sup>1</sup> 本効果検証においては、①研修、②監査、③行動指針、④処分規程及び⑤社内通報制度が対象とされています（以下、これらを「本件再発防止策」といいます。）。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

この再発防止策は、公取委が違反行為を排除するために「必要な措置」として命じたものですので、公取委がその裁量に基づき、個別の案件ごとに実効性があると判断した内容<sup>2</sup>であると考えられます。もっとも、公取委において、企業の独占禁止法コンプライアンスについて実態調査を行い、その結果を公表したことは過去にもありましたが、公取委が EBPM の取組みの一環として排除措置命令で命じた再発防止策の実効性を事後的に検証・評価し、その結果を公表したのは、本報告書が初めてです。本報告書において積極的に評価されている再発防止策は、再発防止という効果をもたらすものであると合理的な根拠に基づき評価されたものであるため、違反事業者以外の事業者にとっても、コンプライアンス上実効性の高い施策となることが期待できます<sup>3</sup>。

そこで本稿では、以下のとおり、本効果検証の主な内容である事業者に対するアンケート調査（以下「本件アンケート調査」といいます。）の概要について主に紹介し、実効性のある独占禁止法違反の未然防止策について検討します。また、本報告書は、より効果的な再発防止策の検討につながる示唆を得る観点から、諸外国（EU、米国、英国、ドイツ、韓国）の競争当局が競争法違反事業者に対して命じた是正措置について公取委が委託調査（海外主文調査）を実施した結果にも触れているため、本稿でもその概要を紹介します。

## 2. 本件アンケート調査の概要

### (1) 概要

公取委は、過去に不当な取引制限に係る排除措置命令を受けたことのある事業者のうち 719 社を対象に（以下「調査対象事業者」といいます。）、本件再発防止策の対象となった従業員等の行動変容の内容等や、本件再発防止策が違反行為の再発防止に寄与したと考える程度（主観的評価）及びその理由を含む事項等について、本件アンケート調査を実施しました<sup>4</sup>。

そして、公取委は、調査対象事業者の回答に基づき、従業員等の独占禁止法に対する意識・行動の変容の観点から、本件再発防止策全体の効果について検討を行いました（下記（2））。また、同一の調査対象事業者における個別の本件再発防止策（5

<sup>2</sup> なお、再発防止策に限定されるものではありませんが、企業における独占禁止法違反の未然防止等のための取組みに関する公取委の従来の考え方が示された資料として、以下の資料が公表されています。  
・平成 22 年 6 月 30 日付「企業における独占禁止法に関するコンプライアンスの取組状況について - コンプライアンスの実効性を高めるための方策 -」（以下「平成 22 年報告書」といいます。）  
([https://www.iftc.go.jp/dk/konpura\\_files/10063002honbun.pdf](https://www.iftc.go.jp/dk/konpura_files/10063002honbun.pdf))

・平成 24 年 11 月 28 日付「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」（以下「平成 24 年報告書」といいます。）  
([https://www.iftc.go.jp/dk/konpura\\_files/12112801honbun\\_2.pdf](https://www.iftc.go.jp/dk/konpura_files/12112801honbun_2.pdf))

<sup>3</sup> 公取委も、本報告書において、「事業者におかれては、本報告書における『再発防止策』を『独占禁止法違反行為の未然防止策』と適宜読み替えていただきたい」と述べています（本報告書 1 頁）。

<sup>4</sup> なお、本件アンケート調査の具体的な方法等については、本報告書第 2 から第 4 の 1(1)までにおいて詳細に記載されています。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

類型)の相対的な効果についても検討を行っています(下記(3))。

## (2) 本件再発防止策全体の効果

公取委は、本件再発防止策全体の効果の検討にあたり、独占禁止法の遵守についての従業員の理解度の変化、及び従業員等が違反行為の未然防止のためにとった具体的な行動に着目しています。

まず、独占禁止法の遵守についての従業員の理解度の変化について、本件アンケート調査の結果は、以下のとおりとされています。ここでは、回答総数の98.2%が、本件再発防止策の対象となった従業員の過半程度以上について、独占禁止法の遵守についての理解度が向上した旨を回答しています。

### 【本件再発防止策の対象となった従業員の理解度の変化】

- ・ ほぼ全ての従業員の理解度が向上 (145 回答/90.1%<sup>5</sup>)
- ・ 過半程度の従業員の理解度が向上 (13 回答/8.1%)
- ・ 過半程度の従業員の理解度が非向上 (1 回答/0.6%)
- ・ ほぼ全ての従業員の理解度が非向上 (2 回答/1.2%)

また、従業員が独占禁止法違反行為の未然防止のためにとった具体的な行動について、本件アンケート調査の結果は、以下のとおりとされています。従来より、実務においては、競合他社との不必要な接触の回避、並びにこれに関する社内ルールの制定・運用は、不当な取引制限(あるいはそのような疑義の発生)を防止する上で有用と考えられてきましたが、本件再発防止策を通じて、従業員が実際にこれらの有用な方策を取るようになったことが示されています。

### 【従業員の具体的な行動】

- ・ 競合他社との会合について事前に法務部等に問合せを実施 (54 回答)
- ・ 競合他社との接触ルールの徹底又はこれを定めて実施 (38 回答)
- ・ 事業者団体における会合や競合他社との会合数の減少 (34 回答)
- ・ 独占禁止法違反行為を発見・社内通報制度を利用 (2 回答)

公取委は、上記の結果から、本件再発防止策全体の効果に関して、①「本件再発防止策を実施するというアウトプットの結果、本件再発防止策の対象となった従業員等が独占禁止法違反行為の未然防止のための具体的な行動をとるというアウトカムにつながったと思われる事例は相当数確認できた」と評価するとともに、②「ほぼ全てのアンケート調査対象事業者において、本件再発防止策の対象となった従業員の独占禁止法の遵守についての理解度の向上がみられたことから、独占禁止法違

<sup>5</sup> 有効回答者数 410 社のうち本件再発防止策のいずれかを命じられた事業者「161 社」に対する割合を指します。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

反行為の未然防止のための具体的な行動がみられなかったとしても、行動変容につながり得る意識レベルでの変容は確認できたといえる。」と評価し、「本件再発防止策全体の効果はあったと考えられる。」と結論付けています。

### (3) 同一事業者における個別の本件再発防止策の相対的な効果

また、公取委は、個々の調査対象事業者にとって、自身が命じられた複数の本件再発防止策のうち、どれが違反行為の再発防止の寄与したと評価したのかなど、同一事業者における個別の本件再発防止策の相対的な効果の分析を行いました。当該分析の結果、本件再発防止策に含まれる 5 種類のそれぞれについて、他と比較して最も再発防止への寄与度が高いと評価している調査対象事業者数の割合は、以下のとおりとされています。

行動指針の作成や研修は、役員や従業員に独占禁止法コンプライアンスのために必要な知識を習得させ、コンプライアンス意識を高める端的な方策であり、違反行為の未然防止又は再発防止のために効果があるものとして、ほとんどの企業が採用しているものですが<sup>6</sup>、本効果検証の結果も、行動指針の作成や研修の効果を裏付けているといえます。

#### 【各本件再発防止策につき最も寄与度が高いと評価した事業者数の割合】

本件再発防止策の類型	事業者数の割合
行動指針の作成等	63.6%
研修	60.6%
役員・従業員の処分に関する規程作成等	43.2%
監査	42.2%
社内通報制度の設置	31.4%

すなわち、公取委は、上記の結果について、「行動指針の作成等及び研修……の寄与度が高いと評価されている。次いで、役員・従業員に対する処分に関する規程の作成等及び監査について、当該寄与度が高いと評価されており、社内通報制度の設置等については、当該寄与度は高くはないと評価されている。」と整理しています。もっとも、公取委は、社内通報制度について、通報件数がなく、再発防止への寄与度を測ることが困難であるために低い評価とした旨の回答が複数みられたことや、通報件数はないものの、社内通報制度の存在に抑止効果があるという旨の回答も複数みられたことを踏まえ、「設置等自体に意味がないということではないと考えられる。」と結論付けています。

<sup>6</sup> なお、公取委も、独占禁止法遵守マニュアルの策定や研修等については、平成 22 年報告書や平成 24 年報告書において、独占禁止法コンプライアンスの実効性確保手段として重要であると評価しています。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## (4) その他のより効果的な再発防止策の検討につながる示唆

公取委は、本報告書において、調査対象事業者が本件再発防止策以外で実際に講じている取組みとして、「経営トップの関与」（例えば、経営トップによるメッセージ発信等）を挙げています。「経営トップの関与」は、それ自体が独立した再発防止策となるだけでなく、本件再発防止策を実施する際の実効性を高める工夫（例えば、研修への経営陣の参加、行動指針への経営トップのメッセージ掲載等）としても活用されています<sup>7</sup>。また、公取委は、上記のほかにも、本報告書において、研修を軸とした他の再発防止策との間の連携が有益であることをうかがわせる回答や、中小企業ならではの再発防止策を含む回答、各調査対象事業者において講じている追加的な再発防止策を含む回答、（排除措置命令を複数回受けた事業者による）2回目の排除措置命令を避けるために必要であったと考えられる取組みに関する回答を紹介しています。

これらの回答内容は、個々の事業者の個別具体的な事情に応じたものではあるものの、一般論として有用と思われる点も多く含まれており、未然防止策や再発防止策を検討するにあたり参考になると考えられます。

## 3. 諸外国における是正措置（海外主文調査の概要）

公取委は、より効果的な再発防止策の検討につながる示唆を得る観点から、本件アンケート調査と並行して、諸外国の競争当局が競争法に違反した者に対して命じた是正措置の内容に関する情報の収集（海外主文調査）を実施しました。

海外主文調査の詳細な結果は、本報告書別紙<sup>4</sup>に取りまとめられているところ、米国の事例4件及び韓国の事例1件については、再発防止策として研修を実施することが含まれています。また、公取委は、上記米国の3事例については、研修のほか、以下の事項も含まれていることを指摘しており、「今後、より効果的な再発防止策を検討するにあたっては、海外主文調査の調査結果も参考になると考えられる。」と評価しています。

- ・ 競争法コンプライアンスプログラムを監督する責任者を任命すること
- ・ 役員・従業員が、いかなる報復を恐れることなく、内密に（当該事例に係る）命令及び競争法の違反について質問し、報告できるようにすること
- ・ （当該事例に係る）命令及び競争法を遵守しなかった役員・従業員を懲戒処分とすること

<sup>7</sup> なお、本報告書によると、「個別の本件再発防止策（※注：研修、監査、行動指針）について、実施にあたり工夫した点を尋ねる質問の中に、経営トップの関与に関する選択肢を設けたところ……、それぞれ、当該選択肢を選択した回答が最も多かった」とされています。

<sup>8</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/ebpm/230628\\_7.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/ebpm/230628_7.pdf)

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## 4. まとめ

公取委は、本効果検証の結論として、まず、本件再発防止策の効果の有無については、「本件再発防止策全体として、その効果があったといえる。」と評価し、同一事業者における個別の本件再発防止策の相対的な効果の観点では、「行動指針の作成等及び研修については、他の本件再発防止策と比較して、独占禁止法違反行為の再発防止への寄与度が高いと評価されていることが分かった。」と述べています。

また、より効果的な再発防止策の検討につながる示唆については、「再発防止策の実行性を確保する観点から、経営トップの関与、及び研修を軸とした再発防止策間の連携を考慮することが有益であると考えられる。」としつつ、中小企業との関係では、本報告書記載の「中小企業ならではの再発防止策等を考慮することが有益であると考えられる。」と評価しています。さらに、調査対象事業者が実際に講じている追加的な取組みや、海外で見られる是正措置の内容等も「参考になる」としています。

この点、上記 2. (3) でも述べたように、これまでも実務においては、研修や行動指針の作成は、違反行為の未然防止策又は再発防止策の点で有用と考えられてきました。

そして、本効果検証により、実際に排除措置命令を受けた調査対象事業者においてもこれに沿った評価がなされている傾向にあることや、(本件再発防止策の類型ごとの寄与度は明らかではないものの、) 同 (2) で述べたように、大多数の調査対象事業者において、従業員の過半数程度以上において独占禁止法遵守についての理解度が向上し、従業員が実際に有用な方策(競合他社との不必要な接触の回避、並びにこれに関する社内ルールの制定・運用)を取るようになる傾向がみられることが、客観的に明らかとなりました。

こうした本効果検証の結果に鑑みると、独占禁止法コンプライアンスの観点からは、やはり、研修や行動指針の作成が最も重要であるといえます。そのため、独占禁止法のコンプライアンスプログラムにおいては、これらに重点を置くことはもちろんですが、その内容をより効果的なものにすることが推奨されます。研修や行動指針の内容については、平成 22 年報告書や平成 24 年報告書の内容が参考となります。

本効果検証は、不当な取引制限に係る排除措置命令を受けた事業者のみを対象とし、また、検討対象とされた本件再発防止策も 5 類型に限定されていますが、上記 2. (4) や 3. で述べたように、本件再発防止策に関するもの以外の有用な示唆も顕れており、公取委もこれらについて「考慮することが有益である」「参考になる」と評価しています。そのため、企業においては、自社の個別の事情を踏まえつつ、これらの事項についても適宜考慮して採り入れることにより、コンプライアンス体制の実効性を高めることができると考えられます。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## II. 米国 HSR 法に基づく企業結合届出制度の改正について

(高宮、筑井、高津)

## 1. はじめに

米国連邦取引委員会 (Federal Trade Commission) (以下「FTC」といいます。) と米国司法省反トラスト局 (Department of Justice's Antitrust Division) (以下合わせて「米国当局」といいます。) は、2023 年 6 月 27 日、企業結合にあたり一定の要件を充たす場合に Hart-Scott-Rodino 法 (以下「HSR 法」といいます。) に基づき当局への提出が義務付けられる届出書のフォーマット (以下「HSR フォーム」といいます。) を 45 年ぶりに大幅に改正することを発表しました (以下「改正案」といいます。)<sup>9</sup>。

従前、HSR 法に基づく事前届出においては、①予定されている企業結合が、米国の反トラスト法のうち企業結合に関連する規定 (Section 7 of Clayton Act) に違反する可能性があるかを事前に米国当局が審査するために必要な情報を提出すること、及び②届出後、原則として 30 日間取引を実行しないよう待機すること、が求められています。FTC 委員長のリナ・カーン (Lina Khan) 氏が改正案の公表と同日に発表した声明<sup>10</sup>によれば、直近 45 年間で事前届出の対象となる企業結合の数が増加したことに加えて、取引ストラクチャー及び潜在的な競争への影響の両側面において複雑化しており、従前の HSR フォームに基づき収集可能な情報では米国当局が十分な審査をしにくくなっていることが、今回の改正案公表の背景にあるとのこと。改正案は、従前の HSR フォームと比較してより詳細な情報の記載及び資料の提出が求められるものとなっています。

改正案は、2023 年 6 月 29 日付の官報 (Federal Register) に掲載されており、8 月 28 日までの間、60 日間のパブリックコメントが受け付けられています<sup>11</sup>。改正法の施行は早くとも年末になる見込みであるため、本稿では公表された改正案をもとに、予定されている制度改正の概要をご紹介します。

## 2. 改正案の概要

## (1) 概要

下記では改正案において示されている主要な変更点について、①届出書記載事項の拡充、②新規に追加された届出書記載事項、③添付書類に関する事項、及び④その他の項目に分類してそれぞれご紹介いたします。

<sup>9</sup> Federal Trade Commission, [FTC and DOJ Propose Changes to HSR Form for More Effective, Efficient Merger Review | Federal Trade Commission](#) (June 27, 2023)

<sup>10</sup> Federal Trade Commission, [statement of chair khan joined by commrs slaughter and bedoya on the hsr form and rules - final 130p 1.pdf \(ftc.gov\)](#) (June 27, 2023)

<sup>11</sup> Federal Register, [Federal Register :: Premerger Notification; Reporting and Waiting Period Requirements](#) (June 29, 2023)

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## (2) 届出書記載事項の拡充

ア 組織構成に関する情報提供<sup>12</sup>

改正案においては、当事会社の事業上の意思決定に対して影響力を行使し得たり、機密情報にアクセス可能であったりする個人やエンティティを特定するため、記載が要求される情報の範囲が拡大されています。

具体的には、企業結合に関連するエンティティの5%以上の持分を保有し続ける少数持分権者やその他影響力を及ぼし得る利害関係者に加えて、買収・被買収側の企業の全ての役員、取締役、及び取締役会のオブザーバー（買収後の就任予定者を含む。）に関する情報提供が求められます。

改正案が成立した場合、届出者は、これまでよりも詳細に株主に関する情報を取得する必要が生じることになり、とりわけマイノリティ株主の基本情報の提供が要請されることとなります。このため、投資ファンド等、出資関係に関する情報開示の回避を望む会社が届出者となる場合、どのような情報提供が可能か実務上悩ましい場面が増えることが予想されます。

イ 事業内容に関する記載事項の拡充<sup>13</sup>

現行のHSRフォームの項目3(a)においては、取得対象となる資産及び議決権付証券等について簡潔な記載が要求されていますが、米国当局が買収企業の事業活動を迅速かつ容易に理解できるようにするために、改正案では買収企業の全エンティティの全事業の事業概要の提供を求めています。

改正案が成立した場合、従来と比べて飛躍的に収集の必要がある情報が増えることから、届出準備を前倒して開始することが求められます。

ウ 取引根拠に関する文書提出<sup>14</sup>

改正案では、米国当局による企業結合の潜在的な動機の理解のために、当事会社が現在競合又は競合する可能性のある製品やサービス、市場拡大、被買収企業の従業員の雇用、知的財産権の取得等に関して叙述的に説明する文書及び当該説明の裏付け文書を提出することが求められています。また、企業結合のストラクチャーを示すチャートの添付も新たに義務付けられました。

改正案が成立した場合、取引の根拠に関する叙述的記載や裏付け文書の提出が求められることになり、当事会社における添付書類の提出に必要な準備時間の長期化が想定されます。

エ 過去の買収取引に関する情報提供<sup>15</sup>

現行のHSRフォームにおいても買収企業と被買収企業の双方の過去の取引情報

<sup>12</sup> 前注 11 Proposed Changes to the Rules (以下脚注において同じです。) III.B.2. "Organization Structure"

<sup>13</sup> 前注 11 III.C.4.a. "Business of the Acquiring Person"

<sup>14</sup> 前注 11 III.C.4.e. "Transaction Rationale", III.C.4.f. "Transaction Diagram"

<sup>15</sup> 前注 11 III.D.6. "Prior Acquisitions"



## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

に関する情報提供が求められているところ、改正案では、その時的範囲を5年間から10年間に拡大すること、及び年間売上高又は総資産が1,000万米ドルを超える企業の買収に限定されていた記載要件の撤廃が提案されています。

改正案が成立した場合、過去の買収取引について、入念な事前の情報収集が求められることになるため、平時より過去の取引に関する記録を収集する必要性が増すものと考えられます。

### (3) 新規に追加された届出書記載事項

#### ア 競争分析及び労働市場に関する新規記載及び情報提供<sup>16</sup>

改正案では、当事会社の間で現に又は潜在的に競争する可能性のある製品又はサービスをリストアップの上、水平的競合及び垂直的な供給関係について叙述的な説明の記載を届出者に求めており、競合製品の売上高や顧客情報、ライセンス契約、当該製品やサービスに関連する従業員や事業部門に適用される非競争及び非勧誘合意についても情報提供が求められる形になっています。

加えて、改正案では、当該企業結合から生じる労働市場への潜在的影響を米国当局が検討する見地から、当事会社の従業員についても情報提供が求められており、具体的には、通勤地域や安全衛生に関する情報を記載することが求められています。

これらはいずれも現行の HSR フォームにおいては記載が要求されていない項目であることから、改正案が成立した場合、届出者に準備にかかる時間的・費用的負担が生じることが予想されます。また、特に労働市場に関する情報は M&A の担当者にとって必ずしも理解が及びにくい種類の情報であるといえることから、情報の収集や取扱いには細心の注意が必要と考えられます。

#### イ 懸念される外国企業又は外国政府からの補助金・国防機関や諜報機関との契約についての情報提供<sup>17</sup>

改正案では、2022年に改正された Merger Filing Fee Modernization Act of 2022 に基づき、米国当局が当該企業結合に関連する潜在的な競争法上のリスク評価に影響を与えうる個人やエンティティについてより深く把握するため、買収企業及び被買収企業の双方に対し、外国企業又は外国政府から受領し又は受領することが予想される補助金を特定の上、説明を付すことが要求されています。

また、改正案では、買収企業と被買収企業の双方について、防衛又は諜報に関する既存又は保留中の契約を結んでいるのかについても明らかにすることが求められます。

こうした外国政府からの補助金等に関する情報の提供は、欧州委員会が策定した EU 外国補助金規制 (EU Foreign Subsidies Regulation) の例があるなど、近時の国際的なトレンドに沿うものではあるものの、これまでの HSR 法に基づく届出におい

<sup>16</sup> 前注 11 III.D.2. "Competition Analysis"

<sup>17</sup> 前注 11 III.E.1. "Subsidies From Foreign Entities or Governments of Concern", III.E.2. "Defense or Intelligence Contracts"

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

ては必要とされなかった情報であり、各国から広く情報を収集する必要があると考えられます。このことから、改正案が成立した場合、平時から外国政府からの補助金等に関する情報の整理を行っておくなど、これまでとは異なる対応を検討することが望まれます。

ウ コミュニケーション・メッセージシステムの特定<sup>18</sup>

加えて、改正案では、当事会社が保有する企業結合に関連する情報について破棄を防止する措置が適切に講じられていることを証明するため、当事会社が事業を運営するにあたり用いる情報や文書の保存・送信等に用いられる可能性のあるあらゆるコミュニケーション・メッセージシステム（電子メール等の伝統的なツールに加え、企業内のチャットシステムや文書管理システムを含む。）を一覧化の上、提出することが求められることとなりました。

改正案が成立した場合、自社内における各種情報や文書の取扱いルールについて、保存年限や保存の方法等が適切かも含めて再度見直しを検討することが望まれます。

エ 米国以外の届出等必要法域<sup>19</sup>

改正案において、届出者が既に届出を行った、又は届出を準備している法域の特定及びリスト化が求められています。

現在でも企業結合審査においてこうした対応を求める当局は存在することから、改正案が成立したとしても、当事会社の負担が顕著に増加するものではないと考えられます。

もっとも、こうした情報を提出することで、米国当局が、他法域における審査状況と足並みを揃えることが予想されるため、取引全体のタイムラインを十分に検討しておく必要性がより一層高まったといえます。

## (4) 添付書類に関する事項

ア 英訳資料提出の義務化<sup>20</sup>

現行法においては、届出に際し、全ての外国語資料について英訳提出が義務付けられているわけではございませんが、改正案は、規則 803.8(a)及び規則 803.8(b)を規則 803.8 に統合し、全ての外国語資料について英訳を提出することを義務付けています。

改正案が成立した場合、届出者にとっては英訳資料の作成が必須のプロセスとして求められることとなり、翻訳の期間を踏まえたタイムラインの検討及び翻訳にかかる費用の増加を想定する必要があります。

<sup>18</sup> 前注 11 III.E.3. "Identification of Communication and Messaging Systems"

<sup>19</sup> 前注 11 III.E.4. "Other Jurisdictions"

<sup>20</sup> 前注 11 II.D. "Section 803.8: Translation of Documents", III.A.4. "Translations"

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

イ 企業結合に係る契約書や合意文書、タイムラインの提出<sup>21</sup>

複雑なストラクチャーの企業結合における潜在的な競争法上の影響を評価するために、当局においては、当事会社から取引に関する契約書等の提供を受けるだけでなく、取引全体を理解することが重要です。

改正案では全ての取引文書の提出を求めるほか、当事会社の間で届出日から1年以内に有効な全ての合意文書の提出に加えて、企業結合の主要なスケジュールやクロージングの前提条件を記載したタイムラインの提供も求められています。

改正案が成立した場合、契約書や合意文書等の提出が添付書類として求められることになるため、当事会社における文書の管理状況を早期段階から把握しておくことが重要になります。

ウ 取引関連文書の開示<sup>22</sup>

現行のHSRフォームの項目4(c)及び4(d)で要求されている文書に加えて、改正案では、企業結合を主導するチームのみならず役員等が作成し、又は対象会社のために作成された取引関連文書についても開示対象に含めた上で、現行のHSRフォームでは要求されていないドラフト段階の取引関連文書の提出も求められています。

同じく、改正案では、HSRフォームと合わせて提出された全ての回答の作成者の特定に加えて、当該回答者の当事会社の組織における役職が判明するように組織図から特定することも求められています。

新たにドラフト段階の文書であっても提出が求められることになったため、当事会社としては、届出準備に際して文書管理を適切に行う必要があるとともに、ドラフト段階から審査に悪影響を及ぼす内容の記載を行わないよう早期に専門家を関与させてアドバイスを取得しておくことが重要といえます。

## (5) その他

届出書フォームの追加<sup>23</sup>

現行法上、届出者は、買収企業と被買収企業の双方について単一のHSRフォームで届け出ることを認めています。改正案においては、規則803.2(b)(1)(v)を削除し規則803.2(a)を改正することにより買収企業と被買収企業との間で異なるHSRフォームの届出を要求しています。

従前は単一のフォームを用いることで効率的に届出を実施することが可能でしたが、改正が実現した場合、HSRフォームを作成する必要が生じることから、従来よりも時間的及び費用的負担が一定程度増大することが予想されます。

<sup>21</sup> 前注 11 III.C.6. "Agreements and Timeline"

<sup>22</sup> 前注 11 III.D.1.a. "Transactional-Related Documents", III.D.1.c. "Organizational Chart of Authors"

<sup>23</sup> 前注 11 II.B. "Section 803.2: Requiring Separate Forms for Acquiring and Acquired Persons", III.A.2. "Filing"

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## 3. おわりに

米国当局により今回提案された HSR 法の改正案は、対象会社グループが米国に一定の国内売上高を有するなどの理由で HSR 法に基づく届出義務を負い得る M&A 案件を検討する企業にとっては、HSR フォームの作成や添付書類の準備に際して現在以上に時間的・経済的負担を増大させるものであり、実務上大きな影響を及ぼすことが予想されます。

また、改正案が成立した場合、取引関係文書の提出に加えて、補助金規制や労働市場に関する情報といったこれまで必要とされていなかった観点の情報収集も新たに要求され得ることから、当事会社としては、HSR 届出の準備にあたり必要な情報収集を従来よりも前倒しで行い、かつ適切な担当者に情報収集を依頼することが求められます。

今回の改正案がこのままの内容で成立することになるかは予断を許さない状況ですが、仮に成立した場合には、米国において企業結合届出が必要となる M&A 案件のタイムライン策定に大きな影響を与えることが見込まれるため、今後の米国当局からの情報発信には細心の注意を払う必要があると思われれます。

## セミナー情報

- セミナー 『第 5179 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「任期付経験者が語る M&A に伴う企業結合審査の内容と実務対応」』  
開催日時 2023 年 8 月 8 日（火）13:30～15:30  
講師 柿元 将希  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
- セミナー 『競争法先端実務研究会「生成 AI（ChatGPT 等のジェネレーティブ AI）を活用した事業活動と独禁法／競争法・競争政策」』  
開催日時 2023 年 8 月 25 日（金）17:30～18:30  
講師 高宮 雄介  
主催 競争法先端実務研究会
  
- セミナー 『一般社団法人丸有環境共生型まちづくり推進協会（エコツェリア協会）主催「CSV 経営サロン 2023 第 1 回 環境ビジネスに必要なリーガルマインド～グリーンウォッシュといわれたいために～（仮）」』  
開催日時 2023 年 9 月 8 日（金）10:00～12:00  
講師 高宮 雄介  
主催 一般社団法人丸有環境共生型まちづくり推進協会（エコツェリア協会）

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

- セミナー 『競争法審判決研究会「グリーン社会に向けた事業活動と競争法・独禁法の関係に関する論点の展開～グリーンガイドライン及び経済学的見地も踏まえて（仮）」』  
開催日時 2023年9月29日（金）18:00～20:30  
講師 高宮 雄介  
主催 競争法審判決研究会
  
- セミナー 『第5208回金融ファクシミリ新聞社セミナー「脱炭素やESGに配慮した事業活動に関する独禁法上の留意点とその対応～公取委グリーンガイドラインの詳細解説と実務的な観点からの活用可能性を中心に」』  
開催日時 2023年10月2日（月）10:30～15:30  
講師 高宮 雄介  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

### 文献情報

- 論文 「Japan Fair Trade Commission publishes 'Green Guidelines」  
掲載誌 Financier Worldwide  
著者 高宮 雄介、塩崎 耕平（共著）
  
- 論文 「グリーンガイドラインの特徴及び実務的な観点からの若干の考察」  
掲載誌 月刊公正取引 No.872  
著者 高宮 雄介

### NEWS

- **ジャカルタオフィス移転のお知らせ**  
森・濱田松本法律事務所 ジャカルタオフィス\*（\*提携事務所）は、この度、2023年7月25日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先：

Treasury Tower 2F, SCBD, Lot 28 District 8,  
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53, Senayan, Kebayoran Baru,  
Jakarta Selatan, Jakarta 12190, Indonesia  
TEL：+62-21-3020-0222 ※オフィスのTELに変更はございません。

業務開始日：2023年7月25日（火）